

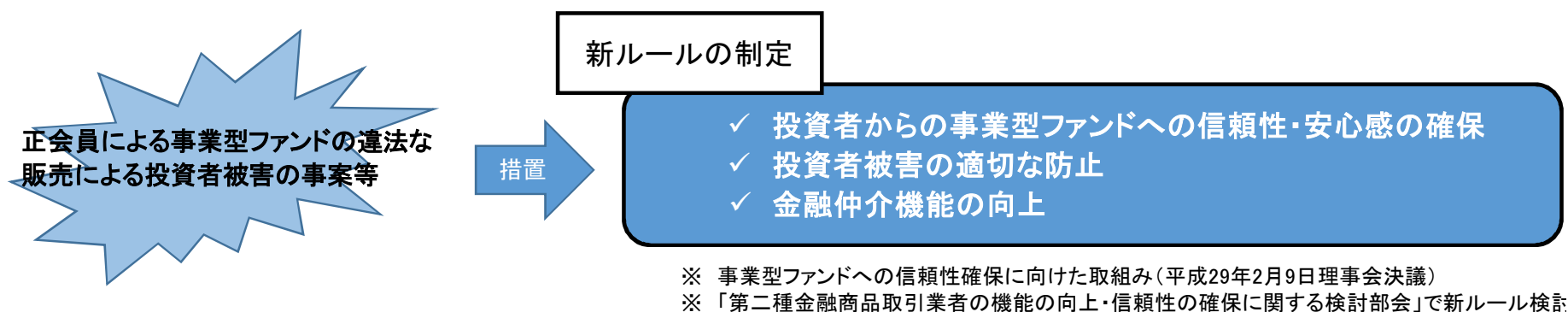
参 考

「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」(案)のポイント

平成29年4月24日

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

○ 「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」(案)のポイント



1. 正会員による事業型ファンドの販売・勧誘の審査の適正化

- (1) 正会員は、事業の実在性、財務状況、事業計画の妥当性などについて、適正に審査を行う。
- (2) 審査の結果、不相当と認められた場合には、事業型ファンドの私募の取扱い等を行わない。

2. 正会員による勧誘の適正化

正会員は、顧客に対して、事業者等の財務状況・財務情報、資金使途・事業計画の概要、分別管理の方法など重要な事項について分かりやすく説明する。

3. 正会員による事業型ファンド発行後のモニタリングの拡充

- (1) 正会員は、事業者から交付されたファンド報告書等により、事業者及び運営者の出資対象事業の状況及び分別管理の状況等について、確認を行う。
- (2) 出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを認めたときは、速やかに、事業者に対し調査、改善を求め、必要に応じて顧客に通知する。

4. 事業者によるファンド報告書の作成・交付

事業者は、各決算期にファンド報告書(出資対象事業の概況などを記載した報告書)を作成、顧客に交付する。

※ 「事業型ファンド」は、集団投資スキーム持分のうち、有価証券又はデリバティブ取引に対する投資が運用財産の50%以下のものをいう。
ただし、商品ファンド、不動産ファンド、競走馬ファンド、クラウドファンディング規制の対象となるファンドや、出資者の全員が適格機関投資家等であるものは除く。

< 例 : 事業型ファンドの私募の取扱い >

